

令和3年度

教育委員会定例会
(3月)

令和4年3月18日(金)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日時 令和4年3月18日(金)午後3時

場所 教育長室

1 開会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議事

- (1) 議案第31号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正 (P 2)
- (2) 議案第32号 鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱の一部改正 (P 6)
- (3) 議案第33号 鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領の一部改正 (P 14)
- (4) 議案第34号 鹿屋市就学援助費支給要領の一部改正 (P 19)
- (5) 議案第35号 鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部改正 (P 22)
- (6) 議案第36号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担に関する規則の一部改正 (P 25)
- (7) 議案第37号 令和3年度教育委員会点検・評価について (P 28)

5 報告

- (1) 鹿屋市議会 令和4年3月定例会の一般質問について (P 29)
- (2) 令和4年度鹿屋市立看護専門学校入学試験結果報告について (P 33)
- (3) 社会教育委員の会議答申について (P 34)
- (4) 公民館運営審議会答申について (P 38)
- (5) 第4次鹿屋市子ども読書活動推進計画について (P 42)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉会

議案第31号

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年3月18日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

行政組織等の一部を改正するため、本案を提出するものである。

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第29条学務係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条学校教育係の項第1号中「組織編制及び」を削り、同項に次の1号を加える。

(13) 平和の花束実行委員会に関すること。

第31条中央公民館の項に次の2号を加える。

(10) 公民館運営審議会に関すること。

(11) 公民館講座等に関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第2号 (学校教育課の分掌事務)</p> <p>第29条 学校教育課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。 学務係</p> <p>(1) 奨学資金に関すること。 (2) 就学援助費に関すること。 (3) スクールバスの運行に関すること。 (4) 児童及び生徒の就学に関すること。 (5) 教科書の給与に関すること。 (6) 就学時健康診断に関すること。 (7) 課内の庶務に関すること。</p> <p>学校教育係</p> <p>(1) 学校の教育課程に関すること。 (2)～(12) 略 (13) <u>平和の花束実行委員会に関すること。</u></p> <p>教職員係 (略) 学校給食係 (略)</p> <p>(生涯学習課の分掌事務)</p> <p>第31条 生涯学習課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。 文化振興係 (略) 社会教育係 (略)</p>	<p>○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第2号 (学校教育課の分掌事務)</p> <p>第29条 学校教育課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。 学務係</p> <p>(1) <u>授業料に関すること。</u> (2) 奨学資金に関すること。 (3) 就学援助費に関すること。 (4) スクールバスの運行に関すること。 (5) 児童及び生徒の就学に関すること。 (6) 教科書の給与に関すること。 (7) 就学時健康診断に関すること。 (8) 課内の庶務に関すること。</p> <p>学校教育係</p> <p>(1) 学校の<u>組織編制及び教育課程</u>に関すること。 (2)～(12) 略</p> <p>教職員係 (略) 学校給食係 (略)</p> <p>(生涯学習課の分掌事務)</p> <p>第31条 生涯学習課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。 文化振興係 (略) 社会教育係 (略)</p>

改正後	改正前
<p>中央公民館</p> <p>(1) 鹿屋市公民館に関する事。</p> <p>(2) 鹿屋市校区公民館に関する事。</p> <p>(3) 鹿屋市地区学習等供用施設に関する事。</p> <p>(4) 鹿屋市高隈交流促進センターに関する事。</p> <p>(5) 鹿屋市輝北コミュニティセンターに関する事。</p> <p>(6) 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館に関する事。</p> <p>(7) 生涯学習情報の収集提供及び相談に関する事。</p> <p>(8) 中央公民館の庶務に関する事。</p> <p>(9) 地区生涯学習推進協議会等に関する事。</p> <p><u>(10) 公民館運営審議会に関する事。</u></p> <p><u>(11) 公民館講座等に関する事。</u></p> <p>文化財センター (略)</p>	<p>中央公民館</p> <p>(1) 鹿屋市公民館に関する事。</p> <p>(2) 鹿屋市校区公民館に関する事。</p> <p>(3) 鹿屋市地区学習等供用施設に関する事。</p> <p>(4) 鹿屋市高隈交流促進センターに関する事。</p> <p>(5) 鹿屋市輝北コミュニティセンターに関する事。</p> <p>(6) 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館に関する事。</p> <p>(7) 生涯学習情報の収集提供及び相談に関する事。</p> <p>(8) 中央公民館の庶務に関する事。</p> <p>(9) 地区生涯学習推進協議会等に関する事。</p> <p>文化財センター (略)</p>

議案第32号

鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和4年3月18日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、本市の小学校及び中学校が実施を予定していた修学旅行の中止により発生したキャンセル料に対し、予算の定めるところにより交付する補助金について、教育長の臨時代理によって市長に意見を申し出たので、報告し承認を求めるもの。

鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱（令和3年鹿屋市告示第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の中止」を「をやむを得ず中止又は延期したこと」に改める。

第2条第2号中「を中止」を「をやむを得ず中止又は延期」に、「の中止」を「の中止又は延期」に改める。

第5条第1項中「補助金受任者」を「学校長」に、「へ」を「に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、学校長の判断により、補助対象者は、補助金の受領に関する権限を学校長に委任せず、直接補助金を受領することができる。

第5条第2項中「補助金受任者」を「学校長を経由して市長」に改める。

別記第1号様式中「補助金受任者
学校長」を「鹿屋市長
様」

様に改め、同様式2の項中「について、学校長に委任します。」を削り、同様式中

3の項を次のように改める。

3 受任者

学校長

別記第1号様式を別記第1号様式（その1）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

年 月 日

鹿屋市長 様

（委任者）住 所
氏 名
連絡先

印

年度 鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付申請等委任状

修学旅行の中止に伴う鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金の交付を受けたいので、鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり委任します。

記

1 補助に係る児童生徒

学 校 名	学 年	氏 名	生 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

2 委任事項

鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金の交付の申請及び請求に関する一切の権限

3 受任者

学校長

4 補助金の振込先

金融機関名		支 店 名	
口 座 種 別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		
	氏 名		

附 則

この要綱は、令和4年3月7日から施行する。

鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱 令和3年3月8日告示第57号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市が設置する小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）が実施を予定していた修学旅行をやむを得ず中止又は延期したことに伴って発生するキャンセル料に対し、予算の定めるところにより鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 修学旅行 鹿屋市立学校管理規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第7号）第61条に規定する校外における行事として、小中学校の校長が定める修学旅行をいう。</p> <p>(2) キャンセル料 新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行をやむを得ず中止又は延期したことに伴い、修学旅行に参加予定であった児童生徒又はその保護者が負担することとなる交通費、宿泊費その他修学旅行の中止又は延期に伴って生じた経費をいう。</p> <p>(補助金の交付申請等の委任)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金の交付の申請並びに請求及び受領に関する権限を、当該補助対象者に係る児童生徒が所属する小中学校の学校長（以下「<u>学校長</u>」という。）に委任するものとする。<u>ただし、学校長の判断により、補助対象者は、補助金の受領に関する権限を学校長に委任せず、直接補助金を受領することができる。</u></p>	<p>○鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱 令和3年3月8日告示第57号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市が設置する小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）が実施を予定していた修学旅行の中止に伴って発生するキャンセル料に対し、予算の定めるところにより鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 修学旅行 鹿屋市立学校管理規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第7号）第61条に規定する校外における行事として、小中学校の校長が定める修学旅行をいう。</p> <p>(2) キャンセル料 新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を中止したことに伴い、修学旅行に参加予定であった児童生徒又はその保護者が負担することとなる交通費、宿泊費その他修学旅行の中止に伴って生じた経費をいう。</p> <p>(補助金の交付申請等の委任)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金の交付の申請並びに請求及び受領に関する権限を、当該補助対象者に係る児童生徒が所属する小中学校の学校長（以下「<u>補助金受任者</u>」という。）に委任するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定による委任は、鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付申請等委任状（別記第1号様式）を<u>学校長</u>を経由して市長に提出することにより行うものとする。</p>	<p>2 前項の規定による委任は、鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付申請等委任状（別記第1号様式）を<u>補助金受任者</u>に提出することにより行うものとする。</p>

改正後	改正前																																
<p>別記 第1号様式（その1）（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿屋市長 _____ 様</p> <p style="text-align: right;">(委任者) 住 所 氏 名 連絡先</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">年度 鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付申請等委任状</p> <p>修学旅行の中止に伴う鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金の交付を受けたいので、鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助に係る児童生徒</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>学 年</th> <th>氏 名</th> <th>生 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 委任事項 鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金の交付の申請並びに請求及び受領に関する一切の権限</p> <p>3 受任者 _____ 学校長</p>	学 校 名	学 年	氏 名	生 年 月 日				年 月 日				年 月 日	<p>別記 第1号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>補助金受任者 _____ 学校長 _____ 様</p> <p style="text-align: right;">(委任者) 住 所 氏 名 連絡先</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">年度 鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付申請等委任状</p> <p>修学旅行の中止に伴う鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金の交付を受けたいので、鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助に係る児童生徒</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>学 年</th> <th>氏 名</th> <th>生 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 委任事項 鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金の交付の申請並びに請求及び受領に関する一切の権限について、学校長に委任します。</p> <p>3 補助金の振込先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>金融機関名</th> <th>支 店 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座種別</td> <td>普通・当座</td> </tr> <tr> <td>口座名義人</td> <td>フリガナ 氏 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>口座番号</td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	学 年	氏 名	生 年 月 日				年 月 日				年 月 日	金融機関名	支 店 名	口座種別	普通・当座	口座名義人	フリガナ 氏 名		口座番号
学 校 名	学 年	氏 名	生 年 月 日																														
			年 月 日																														
			年 月 日																														
学 校 名	学 年	氏 名	生 年 月 日																														
			年 月 日																														
			年 月 日																														
金融機関名	支 店 名																																
口座種別	普通・当座																																
口座名義人	フリガナ 氏 名																																
	口座番号																																

改正後

改正前

第1号様式(その2) (第5条関係)

年 月 日

鹿屋市長 様

(委任者) 住 所
氏 名 印
連絡先

年度 鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付申請等委任状

修学旅行の中止に伴う鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金の交付を受けたいので、鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり委任します。

記

1 補助に係る児童生徒

学 校 名	学 年	氏 名	生 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

2 委任事項

鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金の交付の申請及び請求に関する一切の権限

3 受任者

学校長

4 補助金の振込先

金融機関名		支 店 名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		
	氏 名		

議案第33号

鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年3月18日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

現状の事務処理に則す内容へ改めるもの。

鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領の一部を改正する 要領

鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領（平成18年1月1日制定）の一部を次のように改正する。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 教室配置校の校長は、通級実績報告書（別記第2号様式）を教育長が別に定める日までに教育長に提出しなければならない。

第4条第3号中「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改める。

別記第3号様式を削り、別記第4号様式を別記第3号様式とする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領</p> <p style="text-align: right;">平成18年1月1日制定</p> <p>(支給手続及び方法)</p> <p>第4条 支給の手続及び方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 通級費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給申請書（別記第1号様式）を教育長に提出しなければならない。</p> <p><u>(2) 教室配置校の校長は、通級実績報告書（別記第2号様式）を教育長が別に定める日までに教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>(3) 教育長は、内容を審査して、鹿屋市言語障害・難聴・学習障害等通級指導教室通級費支給決定通知書（別記第3号様式）により申請者に決定通知をしなければならない。</p> <p>(4) 保護者への支給は、原則として口座振替とする。</p>	<p>○鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領</p> <p style="text-align: right;">平成18年1月1日制定</p> <p>(支給手続及び方法)</p> <p>第4条 支給の手続及び方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 通級費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給申請書（別記第1号様式）を教育長に提出しなければならない。</p> <p><u>(2) 教室配置校の校長は、通級実績報告書（別記第2号様式）及び鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給内訳書（別記第3号様式）を10月初旬（前期分）及び4月初旬（後期分）までに教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>(3) 教育長は、内容を審査して、鹿屋市言語障害・難聴・学習障害等通級指導教室通級費支給決定通知書（別記第4号様式）により申請者に決定通知をしなければならない。</p> <p>(4) 保護者への支給は、原則として口座振替とする。</p>

改正後

改正前

第3号様式 (第4条関係)

鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給内訳書

学校教育課長印

学校長印

番号	口座名義人	住 所	支給額内訳 (単価×回数= 支給額)	銀行名	口座番号	支給額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
					小 計	

議案第34号

鹿屋市就学援助費支給要領の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年3月18日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

保護者の負担軽減のため、修学旅行費の事前支給ができる規定を追加するもの。

鹿屋市就学援助費支給要領の一部を改正する要領

鹿屋市就学援助費支給要領（平成20年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 修学旅行費については、学校長の申出がある場合に限り、学校長を代理人として、修学旅行実施前に学校長の口座に振り込むことができる。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

鹿屋市就学援助費支給要領の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市就学援助費支給要領</p> <p style="text-align: right;">平成20年4月1日制定</p> <p>(支給決定等)</p> <p>第8条 教育委員会は、第6条第1項の認定をしたときは、就学援助費の支給決定を行い、原則として保護者の指定する口座に、口座振替により支払うものとする。ただし、医療費については、口座振替により医療機関に直接支払うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合（学校徴収金又は学校給食費の滞納者等）及び保護者の申出がある場合は、学校長を代理人として、学校長の口座に振り込むことができる。</p> <p>3 <u>修学旅行費については、学校長の申出がある場合に限り、学校長を代理人として、修学旅行実施前に学校長の口座に振り込むことができる。</u></p>	<p>○鹿屋市就学援助費支給要領</p> <p style="text-align: right;">平成20年4月1日制定</p> <p>(支給決定等)</p> <p>第8条 教育委員会は、第6条第1項の認定をしたときは、就学援助費の支給決定を行い、原則として保護者の指定する口座に、口座振替により支払うものとする。ただし、医療費については、口座振替により医療機関に直接支払うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合（学校徴収金又は学校給食費の滞納者等）及び保護者の申出がある場合は、学校長を代理人として、学校長の口座に振り込むことができる。</p>

議案第35号

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年3月18日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

補助実態に則し、補助対象団体を追加するもの。

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示（平成18年鹿屋市告示第14号）の一部を次のように改正する。

表第1 鹿屋市学校保健推進事業の項中「鹿屋市学校保健会」の次に「、鹿屋市串良町学校保健会及び吾平地区学校保健会」を加える。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示 新旧対照表

改正後						改正前					
○鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示						○鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示					
平成18年1月1日告示第14号						平成18年1月1日告示第14号					
鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）第3条の規定による補助対象及び補助率等を次のように定めた。						鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）第3条の規定による補助対象及び補助率等を次のように定めた。					
表第1 事業補助金（市が公益性のある目的を持った団体などに特定の事業を促進・発達を期すために、当該事業に要する経費に対し、交付する補助金をいう。）						表第1 事業補助金（市が公益性のある目的を持った団体などに特定の事業を促進・発達を期すために、当該事業に要する経費に対し、交付する補助金をいう。）					
補助事業名	補助対象経費	補助対象者	補助要件	補助率又は補助額	摘要	補助事業名	補助対象経費	補助対象者	補助要件	補助率又は補助額	摘要
(略)						(略)					
鹿屋市学校保健推進事業	学校保健に関する調査研究に要する経費。ただし、年間を通した事務的経費は除く。	鹿屋市学校保健会、鹿屋市串良町学校保健会及び吾平地区学校保健会	鹿屋市学校保健推進事業補助金交付要領に基づくもの	補助対象経費の額以内で予算で定める額以内		鹿屋市学校保健推進事業	学校保健に関する調査研究に要する経費。ただし、年間を通した事務的経費は除く。	鹿屋市学校保健会	鹿屋市学校保健推進事業補助金交付要領に基づくもの	補助対象経費の額以内で予算で定める額以内	
(略)						(略)					

議案第36号

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担に関する規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年3月18日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

負担金納入事務の改善のため、納入期限を改めるもの。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担に関する規則の一部を改正する規則

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担に関する規則（平成27年鹿屋市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「8月末日」を「10月末日」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担に関する規則 規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担に関する規則 平成27年3月25日教育委員会規則第5号 (保護者負担額の徴収等)</p> <p>第4条 学校長は、保護者から保護者負担額を徴収し、当該年度の<u>10月末日</u>までに市に納入するものとする。</p> <p>2 保護者負担額の徴収について、学校長から徴収を命ぜられた職員は、その職務の執行については鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）第3条に規定する収納取扱員とみなす。</p>	<p>○独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担に関する規則 平成27年3月25日教育委員会規則第5号 (保護者負担額の徴収等)</p> <p>第4条 学校長は、保護者から保護者負担額を徴収し、当該年度の<u>8月末日</u>までに市に納入するものとする。</p> <p>2 保護者負担額の徴収について、学校長から徴収を命ぜられた職員は、その職務の執行については鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）第3条に規定する収納取扱員とみなす。</p>

議案第37号

令和3年度教育委員会点検・評価について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年3月18日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和3年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価をするため、本案を提出するものである。

報告(1) 鹿屋市議会 令和4年3月定例会の一般質問について (教育委員会関係)

1	GIGAスクール構想について	会派：政経未来	原田議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○ICTを活用した学びや、不登校の子どもなどへの学習支援等期待が持たれる。時代の趨勢から不可避となった教育現場でのICT教育をどのように推進していくか。</p> <p>○GIGAスクール構想を推進していく上で期待される一方、検討すべき課題も数多く残されていると思うがどのような点に留意すべきか。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○現在、各学校では、自分の意見を発信したり、クラス全員で共有したりするなどタブレット端末を日常的に活用している。各家庭においても、持ち帰ったタブレット端末を利用し、家庭学習に取り組んだり、新型コロナウイルス感染症を想定したオンラインでの検証授業を行ったりしている。また、一部の学校では、不登校児童生徒とタブレット端末を使った学習支援を行っているところもある。</p> <p>○今後、このような取組をより一層推進し、ICT機器を有効活用するために、<u>令和4年度から「GIGAスクール運営支援センター」を設置し、本センターでは、アカウントやタブレット端末管理、ネットワーク障害の対応、電話等による相談業務などを行うこととしている。</u></p> <p>○また、<u>ICT支援員を5名から8名に増員し、教職員の個別相談やトラブル対応、授業中のサポートなど学校のニーズに応じた支援体制を強化することとしている。</u></p> <p>○次に、<u>検討すべき課題については、①児童生徒の情報モラルを含めた情報活用能力の育成②ICTを活用した家庭学習の充実③不登校児童生徒への学習支援などが挙げられる。</u></p> <p>○教育委員会としては、これらの課題について一つ一つ丁寧に対応し、市全体として情報を共有しながら、<u>教育委員会、ICT支援員、各学校の情報担当者が密に連携を図り、校内研修の充実に努め、学校間等の格差が生じないよう対応してまいりたい。</u>また、<u>ICT教育のよさとこれまでの優れた教育実践に基づく経験を「ベストミックス」させて、学習活動の充実に図り、教育の質の向上につなげていきたい</u></p>			

2	修学旅行における平和教育について	会派：至誠	福崎議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○平和教育に係る教育的資源が多い鹿屋市において、市外での修学旅行で平和教育をやらなければならない理由は何か。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○修学旅行は、<u>日常と異なる文化や生活環境にあって、見聞を広めるとともに、宿泊を伴う集団活動の中で、児童生徒が互いを思いやり、共に協力しようとする心や態度を育む教育活動</u>です。</p> <p>○令和3年度は、新型コロナウイルス感染症により、予定を含め、市内全ての小・中学校が県内での修学旅行となったが、約8割の学校が平和教育に取り組んでいる。</p> <p>○これらの学校では、<u>事前に本市にある戦争遺跡等を訪れ、資料を調べ、修学旅行の後には、学習したことを新聞やポスターにまとめたり文化祭等で発表</u>をしている。</p>			

また、修学旅行時の平和教育では、県内外にある遺跡等を訪れ、先人たちに思いを馳せ、得た情報と学習してきたことを比較することで、自分の考えを新たにし、鹿屋市での学びを広げ、深めることができる学習の機会としている。

○このような取組を通して、本市に残る戦争遺跡等の価値に児童生徒が改めて気づき、時代の変遷を経て受け継がれる「我がまち鹿屋市」を大切に思う心や態度を育んでいけるものと考えます。

3 | 児童・生徒の体力維持向上について

会派：政伸ク

西菌議員

【質問の要旨】

- 本市の小・中学生における体力、運動能力の現状及び特徴
- コロナ禍での学校生活の中で、体力維持に特に留意、工夫している点
- 体力、運動能力向上に向けての今後の課題と、課題解決の取組
- 肥満度の高い傾向にある児童・生徒への対応

【答弁の要旨】

- 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本市小中学生の実技8種目の体力合計点は、小中学校男女ともに全国平均を幾分下回っていますが、全国の水準に近づきつつある。
- 小学校男子は、一昨年度よりわずかに上がり、県平均を上回っている。一方、小学校女子、中学校男子及び中学校女子は、県平均より幾分下回っており、全国の結果と同様に一昨年度よりやや低下している。

○本市においては、ボール投げやシャトルランなどの種目は全国平均を上回るものの、調査の結果から児童生徒の運動時間の減少と筋持久力、瞬発力について大きく劣っていることが課題であると捉えている。

○各学校では、十分な感染症対策を行い、体力向上のための補強運動を取り入れながら体育の授業を実践し、授業以外にも、朝のランニングやサーキットトレーニング、縄跳び等の取組や鹿屋体育大学が推進している5分間運動「エクシード」を実施するなどコロナ禍における体力維持向上のための運動を行っている。

○令和3年度本市の実態調査では、肥満度20%以上の児童が10.3%となっており、昨年度よりやや減少しているが、全国(9.8%)、県(9.5%)が9%台となり少し多い傾向にある。

○本市においては、平成10年度から鹿屋市医師会の協力により、小児生活習慣病予防検診が実施されており、本年度も対象児童の保護者に対して受診の案内を行い、54.3%の児童が病院を受診し、運動指導や食事指導等を個別に受けている。

また、例年、生活習慣病に係る啓発活動のための親子体験教室を開催しているが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から本年度は実施されなかった。

○教育委員会としては、調査結果により明らかになった向上すべき種目について、各学校の実態に応じて、体育の授業時に補強運動を行うことや、全ての学校で縄跳びなどの1校1運動を積極的に推進するとともに、体幹等を強化するための「エクシード」運動の推進にも努めていく。また、保健指導の充実を図るとともに、今後とも鹿屋市医師会と連携し、児童生徒の健康維持のために保護者への啓発活動を推進する。

4-1	教科担任制の導入について	会派：政伸ク	東議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○令和4年度より小学校高学年で教科担任制が導入されるが、保護者への周知とその導入準備は万全か</p> <p>○教科担任制の導入に伴う児童及び教師それぞれのメリット、デメリットは</p> <p>○小規模校への配慮についてどのように考えているか。</p> <p>○特に専門性の高い英語、ICTを活用した授業については、外部からの登用が望まれると考えるがどうか。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○今回、国から示された<u>小学校高学年における教科担任制は、令和4年度を目途に導入され、当面は、英語、理科、算数及び体育といった特定教科において学校等の実情に応じた形で推進していくことになる。</u></p> <p>○<u>教科担任制の導入準備については、すべての学校が導入に向けた検討ができるよう、市教育委員会で学校規模等に応じた具体例を複数作成し、校長研修会等で趣旨・目的とともに説明し、実践例を紹介している。</u></p> <p>一方、<u>現在、本市の幾つかの小学校では、既に教科担任制を導入しているが、開始にあたっては、事前に学校長が保護者に対して文書等で説明したり、PTA等で紹介したりしており、スムーズな導入がされている。</u></p> <p>○<u>来年度から導入する学校についても同様に、学校の実情に合った運用方法が決定し次第、学校長が保護者に説明することになる。</u></p> <p>現在、これまでの専科制度を含めて、本市の小学校23校のうち8割程度が教科担任制を導入する予定であり、新年度スタートの運用に向けた準備を行っているところです。</p> <p>○<u>教科担任制導入によるメリットとデメリットですが、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>それぞれの教師が自分の得意教科の授業を担当することになるので、授業の質が向上し、児童の学力向上等が期待できる</u> ・<u>中学校教員が小学校の授業を行うなど積極的な連携によって小学校から中学校への円滑な接続を図ることができる</u> ・<u>担當時数の平準化や授業準備の効率化によって、教員の働き方改革を進めることができる</u> などの効果が挙げられる。 <p>一方、<u>教員によっては、特定教科の授業を行わないことになるため、その教員の指導力低下が懸念されること、学校の実情に合った教科担任制を行うための教員の育成や人事配置等が難しくなること</u> などの課題があると認識している。</p> <p>○<u>小規模校への配慮については、教員数の少ない極小規模校等で、低学年や中学年の教員が高学年の教科担任を行っている学校があるが、教員数が少ないため運用の難しさなどが課題となっている。</u></p> <p>そのため、<u>外部人材の活用や時間割の工夫、中学校区での小中一貫教育の推進など、様々な手法の中から学校の実情に応じた運用方法を導入していく必要があると</u> 考えている。</p> <p>○<u>英語やICTを活用した授業については、その特性から外部人材の登用が必要であると</u> 考えており、<u>来年度は、英語指導講師5名、ALT6名、ICT支援員8名を登用し、サポートすることとしている。</u></p> <p>○<u>教育委員会としては、義務教育9年間を見通した教育課程の工夫改善や、学校の実情に応じた効率的・効果的な指導体制の構築が推進されるよう、より一層、環境整備に努めていく。</u></p>			

4-2	本市における教師不足の実態と対応策は	会派:政伸ク	東議員
<p>【質問の要旨】</p>			
<p>○鹿屋市における教職員の配置状況を4月当初だけでなく、今現在に至る産育休や病休、休職等の状況及びその対応策まで、詳しく示されたい。</p> <p>○新規職員の採用については、県教委の管轄と承知しているが、鹿屋市の教育委員会としても教師不足の現状を何とかできないか、その取組を教育長の考えとともに示されたい。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p>			
<p>○本市の教職員の配置については、ここ数年、年度当初数名の教職員が不足したまま、スタートするような状況が続いている。</p>			
<p>令和3年度は4月6日時点で、小学校では校長・教頭等を除き必要な教諭数367名全てが配置された。一方、中学校では教諭数226名に対して223名が配置されたが、3名が不足しており、率にすると1.3%の欠員状況でした。</p>			
<p>その後、小学校では、産前産後休暇及び育児休業の取得者が4名、長期の病気休暇2名、退職1名、計7名の欠員が生じ、これに対して4名の代替教員が配置されたものの、いまだ3名が配置されておらず、率にして0.8%の不足となっている。</p>			
<p>中学校では、5月末で3名の不足が解消され、それ以降、産前産後休暇及び育児休業や病気休職、退職など計5名の欠員が生じたものの、いずれも代替教員が配置されている。なお、<u>欠員が生じ、代替教員が配置されるまでの間については、担任をもっていない専科教員や少人数指導のために配置された加配教員が担任となるなど、適宜対応している。</u></p>			
<p>○ここ数年続く教員不足への対策としては、県教育委員会が新規採用教職員を大幅に増員するなど、対策を講じているほか、本市においても、転入する教職員や警察官、消防職員の家族等に、教員免許状の保有者がいないか聞くなど、希望者などの情報を県教育委員会に伝えるなど、教員不足の解消に努めている。</p>			
<p>○教育委員会としては、子どもたちに良質で安定した教育を提供するためにも、教員不足は喫緊の課題と捉えており、県教育委員会と一体となって様々な対策に取り組んでまいりたいと考えている。</p>			

報告(2) 令和4年度鹿屋市立看護専門学校入学試験結果報告について

【 省 略 】

令和2年度～3年度 鹿屋市社会教育委員の会議 答申

■鹿屋市教育委員会諮問【令和2年6月30日決定】

家庭・地域の教育力の向上について ～地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの検討～

1 はじめに

近年、社会の変化に伴い、児童生徒が本来、家庭の中で身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識が十分に備わっていないなど、家庭や地域における教育力の低下が指摘される中、子育て世代を支える力が弱くなり、子育ての不安や悩みを解消する場や機会を増やす必要がある。

平成26年に「鹿児島県家庭教育支援条例」が施行され、本市においても「家庭は教育の原点」であり重要な役割を担うことを再認識するとともに、地域住民とのふれあいや豊かな体験活動等を通して、他人を思いやる心や善悪の判断等の倫理観を育むことの重要性について各種学習会等で周知・広報に取り組んできた。

また、地域社会においては、児童生徒の日常の見守りのほか、青少年の健全育成に向けた取組、地域の大人や異年齢との交流などを通じた様々な人づくりにつながる活動に取り組んできた。しかし、現状は依然として厳しい状況であり、引き続きその取組を充実していかなければならない。

このことから、家庭・地域・学校・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、家庭教育の自主性を尊重しつつ相互に協力できる取組を推進し、家庭や地域の教育力を高め、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりが求められている。

そこで、令和2年6月30日、鹿屋市社会教育委員の会議は、鹿屋市教育委員会より「家庭・地域の教育力の向上について～地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの検討～」について諮問を受け、2年間に渡り協議を重ねてきた。

2 家庭・地域の教育力の向上に関する主な取組の状況

本市の家庭・地域の教育力の向上に関する主な取組は、以下のとおりである。

- (1) 各小・中学校や幼稚園・保育園、認定こども園、関係機関、団体等との連携・協力のもと、家庭教育学級や家庭教育を支援するための学習機会の提供、相談体制の整備、家庭教育に関する情報提供等を行っている。
 - ・ 家庭教育学級の開設（幼稚園・保育園・認定こども園の新規開設）や家庭教育講演会・子育て講座等の実施
 - ・ 中学生・高校生を対象にした「ドキドキ・ワクワク保育体験講座」の実施
 - ・ 家庭教育ガイドの作成・配布（2年に1回）
 - ・ 家庭教育支援員の育成・活用
- (2) 学校、家庭、地域社会等において、地域と保護者・子どもがより関わり合えるような日常のふれあいや活動を推進している。

- ・ 地域学校協働活動の実施（かのや学校応援団事業や鹿屋寺子屋事業など、学校、家庭、地域社会が連携した交流体験や体験活動の実施）
 - ・ 地域や各青少年育成団体と連携した、親子が一緒に体験して学び合える自然・文化体験等の学習機会の充実
- (3) 家庭で子どもが読書に親しむ機会づくりを積極的に推進している。
- ・ 「親と子の 20 分間読書」運動の推進

3 鹿屋市の現状と課題（これまでの会議での意見等）

(1) 家庭の教育力の主な実態（現状と課題）の分析（要因・原因）

- ア 児童・生徒のスマートフォンやタブレット等の使用時間の増加により、生活のリズム（早寝・早起き、朝ごはん等）が崩れてしまっている。その利用に関してのルールを決めていない家庭が多い。これは、親も子どももスマートフォンを触っている時間が長いことが要因の一つだと考えられる。
- イ 親の教育力に格差が生じていると思われる。様々な学習会や研修会に参加していない親が増えてきている。
- ウ 親が自らしつけをせず、学校や少年団等、他者から子どもに働きかけることを期待している姿がよく見られる。世代間教育の違いやしつけへの気持ちの希薄さが考えられる。
- エ 昔と今では勤務形態の違いがあり、休みを取ってまで参加しようという親が少なくなっているように思われる。親の抱えている問題「休みが取れない」「長時間残業」等の社会的要因が考えられる。

(2) 地域の教育力の主な実態（現状と課題）の分析（要因・原因）

- ア 子どもたちが外で遊ぶ時代ではなくなっていると思われる。地域で遊んだり、地域での集まりに参加したりする機会が少ない。保護者が体験活動や自然体験等の重要性を理解していないことが考えられる。
- イ 家庭教育を行うことが困難な世帯もある。地域で見守ることにしても町内会等に入っていないければ支援ができない。また、権限もないので、個々に踏み込むことができない。
- ウ 地域の行事や子ども会（参加率）が減少し、つながりが希薄化している。親自体が地域との関りを断ってしまったり、共働きや介護などで時間的余裕がなかったり、子どもが行きたくても行事に参加できていない場合もある。
- エ 共通の情報提供や情報を共有できる場の設定、相談できる体制づくり、情報と場所と人の提供が確立されていない。広報・周知の在り方が確立されていないと考えられる。

これらの取組や地域・家庭の実態をもとに、新たな家庭・地域の教育力の向上のために対応策について協議した。それを提言として次のようにまとめた。

4 家庭・地域の教育力の向上に関する提言

【視点1】家庭・地域の教育力向上のための体制づくりと環境整備

- (1) 家庭教育支援の在り方や地域教育力向上のための体制はどうあればよいか。
- (2) 家庭や地域の教育力を高める方策はどうあればよいか。

【提言1】

- (1) 家庭教育支援の在り方や地域教育力向上のための体制づくりとして、鹿屋市版の家庭教育支援条例を制定する必要がある。

各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校・幼稚園・保育園等、地域社会、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たし、家庭教育を支えていく風土を醸成していく必要がある。

鹿屋市版の「家庭教育支援条例」等を制定し、目的や指針等が決められることで、家庭教育の具体的な方向が見えてくる。また、家庭・地域・学校・行政等の役割が明確に示されることで、誰がどういう取組をすればいいのかという指針にもなり、家庭教育支援の取組のより一層の強化が期待できる。

- (2) 家庭や地域の教育力を高める方策として、家庭教育学級等の学習機会の更なる充実と情報提供の拡充を図る必要がある。

学習機会の中心としての家庭教育学級の更なる工夫（学び方、ICT活用等）、家庭教育ガイド（内容の充実）のデジタル化（アプリケーション等活用）を図る。

【視点2】家庭・地域・学校・行政の役割と協働・連携する取組

- (1) 家庭・地域・学校・行政それぞれの役割はどうあればよいか。
- (2) 家庭・地域・学校・行政が協働・連携する取組の推進策はどうあればよいか。

【提言2】

- (1) 家庭・地域・学校・行政それぞれの主な役割として、

家庭は、基本的な生活習慣や社会規範等の習得、信頼感や安心感の育成等

地域は、声掛け・見届け、家庭教育を支援する環境整備、取組、体験活動の機会等

学校は、小・中一貫で育む確かな学力・豊かな心・健やかな体、信頼される学校づくりの推進（コミュニティスクールの推進）等

行政は、家庭教育の支援に関する施策・措置、市民への周知・広報等とそれぞれの人たちがそれぞれの役割を明確に認識することが重要である。

これらの役割を上記の提言1の「家庭教育支援条例」で明確にし、めざす「鹿屋市の子ども」像を設定し、家庭教育に関するスローガンを掲げ、それぞれの役割を果たすことにより、地域全体で子どもを守り育てる環境整備が期待できるものと思われる。

- (2) 家庭・地域・学校・行政が協働・連携する取組の推進策として、

それぞれをつなぐ役割の家庭教育支援員等の人材育成・活用、地域全体で子どもを育むためのアウトリーチ型の家庭教育支援、「親と子の20分間読書」運動の積極的な推進、情報交換や情報を共有する場をつくる必要がある。

5 審議経過

年 度	期 日	会 議・内 容 等
令和2年度	6月30日(火)	第1回社会教育委員の会議 ○ 諮問内容提示 ○ 提言案作成のための協議 ・ 家庭・地域の教育力の実態（現状と課題）を分析
	10月9日(金)	第2回社会教育委員の会議 ○ 提言案作成のための協議 ・ 家庭・地域の教育力の実態（現状と課題）を分析（要因・原因を探る）
	2月17日(水)	第3回社会教育委員の会議 ○ 提言案作成のための協議 ・ 家庭・地域の教育力の実態（現状と課題）の分析（要因・原因）をもとに、対応策
令和3年度	5月26日(水)	第4回社会教育委員の会議 ○ 提言案作成のための協議 ・ 家庭・地域の教育力向上のための体制づくり ・ 家庭・地域・学校・行政の役割と協働・連携する取組
	11月5日(金)	第5回社会教育委員の会議 ○ 骨子案検討 ○ 提言案作成のための協議 ・ 家庭教育支援の在り方や地域教育力向上のための推進体制、家庭や地域の教育力を高める方策 ・ 家庭・地域・学校・行政それぞれの役割、家庭・地域・学校・行政が協働・連携する取組
	2月15日(火)	第6回社会教育委員の会議 ○ 提言のまとめ ほか

6 おわりに

鹿屋市社会教育委員の会議では、令和2年度・3年度、「家庭・地域の教育力の向上について」について協議を行ってきた。

協議をまとめるに当たっては、「家庭・地域の教育力向上のための体制づくりと環境整備」、「家庭・地域・学校・行政の役割と協働・連携する取組」の2つの視点で整理した。

今回の提言が、本市の教育行政施策や各関係機関・団体等の具体的な取組等に生かされるとともに、「次代を担う心豊かでたくましい子ども」を地域ぐるみで育てる気運の醸成や体制づくりが図られることを願うものである。

令和2年度～3年度 公民館運営審議会答申

■鹿屋市教育委員会諮問【令和2年7月20日】

市民のニーズや現代的課題に対応した学習機会の提供と学習成果の活用を図るための公民館のあり方について

1 はじめに

近年の急激な社会変化に伴い多様化・高度化する学習ニーズに対応し、市民へ生涯を通じて自ら主体的に学習できる学習機会を提供するとともに、多くの人が学習活動に参加しやすい環境づくりを推進することが大切である。

また、学校や家庭、地域、企業等が連携・協働して人づくり、地域づくりを進める社会を目指し、市民が郷土に愛着をもち、学習成果等が生活の中で生かされる環境づくりをすすめるなど、生涯学習社会の実現のための取組を推進することが必要である。

そこで、令和2年7月20日、鹿屋市公民館運営審議会は、鹿屋市教育委員会から「市民のニーズや現代的課題に対応した学習機会の提供と学習成果の活用を図るための公民館のあり方について」の諮問を受け、令和4年2月までに全4回の審議会を開催した。「市民のニーズや現代的課題に応じた講座の開設」や「学習成果の活用」についてどのような取組をするべきかについて議論を重ね、今後の方向性について検討してきた。

2 学習機会の提供と学習成果の活用に関する主な取組

本市の公民館・地区学習センター等における学習機会の提供と学習成果の活用に関する主な取組は、以下のとおりである。

- (1) 市内の公民館・地区学習センター等13か所において、市民講座・短期講座・高齢者大学等の開設による学習機会の提供や生涯学習に関する情報、学びの場の提供を行っている。
 - ・ 市民講座や高齢者大学（健康、交通問題等を含む）の開設、長期休業を活用した親子体験活動等の短期講座の開設等
 - ・ 生涯学習のすすめ（市民講座生募集）や公民館だよりの発行
 - ・ 同好会活動の支援と市民が利用しやすい貸館
- (2) 市民講座修了生や同好会活動の学習成果を発表する場として、学習成果発表会等を実施している。
 - ・ 生涯学習推進協議会との共催等による学習成果発表会（舞台発表・展示発表）の開催やロビーを活用した常設展示の実施
 - ・ 施設訪問や敬老会、地域学校協働活動への協力

3 現状と課題（これまでの会議での意見等）

(1) 学習機会の提供の主な実態

- ア スマートフォンやパソコン講座、防災に関する講座など現代的課題に応じた講座の開設が少ない。
- イ 市民が主体的に学習に参加できるよう各種講座を開設しているが、参加者の興味・関心の多様化により、ニーズに応じた講座が実施できていないため、参加人数が増えていないと考えられる。
- ウ 生涯学習に関する情報を公民館だよりやチラシ等で発信しているが、ICTなどの活用がなく広報を工夫する必要がある。

(2) 学習成果の活用の主な実態

- ア 学習成果発表会で学習した成果を発表し、学習者自身が生きがいや達成感を得ているが、学んだことが学習者自身にとどまり、活かす場が少ないことが考えられる。
- イ 講座受講修了者（学習成果保持者）や地域人材の存在が知られていないため、活用されていないと考えられる。
- ウ 学習成果を活用する場が限られており、活用に関するニーズの把握や広報・周知が十分ではないと考えられる。

これらの取組や公民館等の現状をもとに、新たな学習機会の提供と学習成果の活用を図るための対応策について協議した。それを提言として次のようにまとめた。

4 市民のニーズや現代的課題に対応した学習機会の提供と学習成果の活用を図るための公民館のあり方についての提言

(1) 視点

改善を図るために、2つの視点を設けた。

【視点1】 市民のニーズや現代的課題に応じた講座を開設していくためには、どのような取組をすればよいか

【提言1】

(1) 高度情報化社会や防災・人権・健康に関する講座の開設など、現代的課題に応じた学習機会を提供する必要がある。

- ・ 外部専門機関や施設との連携を図り、高齢者を対象にしたスマートフォン活用講座の充実や防災講座の開設に努める。

(2) 地域や年代によるニーズの把握と、地域の特性を活かした講座を開設する必要がある。

- ・ 市民へのアンケートや生涯学習推進協議会で意見を集約するなど、地域住民のニーズの把握に努め、地域の特性を生かした講座開設を図る。

(3) 公民館活動や開設講座の情報を積極的に発信する必要がある。

- ・ 公民館での事業や同好会活動、各種講座案内（市民講座・短期講座・高齢者大学等）について、案内チラシ（QRコードからの申込）、館内掲示、公民館だより、かのやライフの活用、HPの改善による積極的な広報に努める。

【視点2】 学習成果を活用していくためには、どのような取組をすればよいか

【提言2】

(1) 学習成果活用事例を共有し活用意欲を喚起する手立てを工夫する必要がある。

- ・ 学習成果発表会等で学習成果を活用した事例を発表する場の設定や、HP活用の検討など、活用意欲を喚起するような手立ての工夫に努める。

(2) 同好会会員や受講修了者、地域人材のリストの整備と活用についての情報発信をする必要がある。

- ・ 同好会会員や講座修了者、地域人材を電子データ化して共有し、「できる支援」と「望む支援」双方の情報発信を図る。

(3) 学校やPTA、子ども会、町内会等におけるニーズの把握と学習成果活用の場を拡充する必要がある。

- ・ 地域学校協働活動（かのや学校応援団）、子ども会、鹿屋寺子屋事業、町内会等で、同好会会員や地域人材の積極的な活用に努める。
- ・ 近隣の公民館同士での展示作品の交流やHP、インスタグラム、フェイスブック等を活用した展示作品の情報発信に努める。

5 審議会経過

年度	期日	会議・内容等
令和 2年度	7月20日（月）	第1回公民館運営審議会 (1) 公民館運営審議会の進め方について (2) 平成30年度・令和元年度公民館運営審議会の会議報告 (3) 令和2年度・3年度公民館運営審議会への諮問事項について (4) 公民館・学習センター等の事業概要及び講座開設等に関する現状と課題
	2月22日（月）	第2回公民館運営審議会 視点1 「市民のニーズや現代的課題に応じた講座を開設していくためには、どのような取組をすればよいか」 ・現状・課題と解決策について協議
令和 3年度	7月20日（火）	第3回公民館運営審議会 視点2 「学習成果を活用していくためにはどのような取組をすればよいか」 ・現状・課題と解決策について協議
	2月21日（月）	第4回公民館運営審議会 ・答申（案）について ・社会教育・公民館運営等における当面の課題に関する意見交換

6 おわりに

鹿屋市公民館運営審議会では、令和2年度・3年度、「市民のニーズや現代的課題に対応した学習機会の提供と学習成果の活用を図るための公民館のあり方」について協議を行ってきた。

協議にあたっては、「市民のニーズや現代的課題に応じた講座の開設」と「学習成果の活用」の2つの視点で整理した。

公民館・学習センター等がそれぞれの特徴を生かし、ライフステージに応じた講座や現代的課題、地域の実情に応じた講座を実施するとともに、その学習成果を生かす場を設定することが、学習意欲をさらに高めることにもつながる。

市民がいつでもどこでも学習に参加できるような機会を増やし、学んだ成果が地域に還元されるような、地域づくり、まちづくりを目指していただきたい。

報告(5) 第4次鹿屋市子ども読書活動推進計画について

(別 紙)